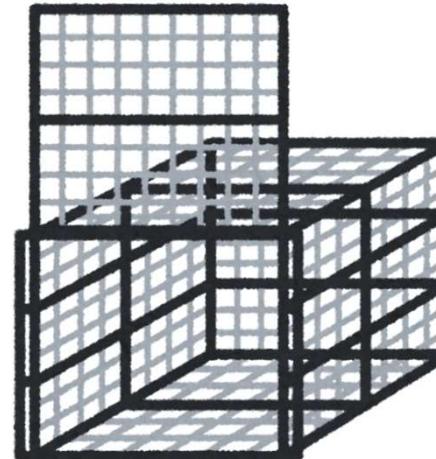


アライグマ捕獲に関する法制度及び アライグマ捕獲従事者制度の概要について



埼玉県東部環境管理事務所

令和7年10月7日(火)

目次

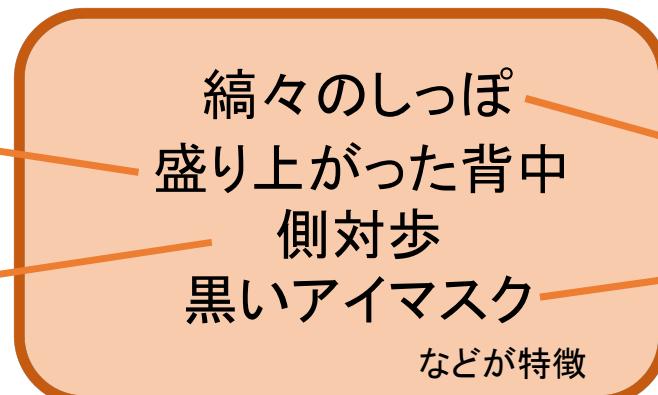
- 1 「外来生物法」の概要について
- 2 県内及び管内の捕獲状況等について
- 3 「鳥獣保護管理法」の概要について
- 4 埼玉県アライグマ防除実施計画について

アライグマとは

- 頭胴長40~60cm、体重6~10kgの中型哺乳類。北米や中南米が原産。ペットとして輸入され飼われていたものが、逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化した。
- 埼玉県では平成14年に2頭が捕獲されて以降捕獲数は増加の一途を辿り、また、農作物への被害や、人家に住み着く等の生活被害が広域で発生している。
- 平成17年に「外来生物法」における「特定外来生物」に指定されている。



環境省提供



環境省提供

外来生物法の概要

(正式名称:「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」)

○目的

「特定外来生物」による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること。

○特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

○令和6年7月1日現在162種類を政令指定

(哺乳類25、鳥類7、爬虫類22、両生類18、魚類26、昆虫類27、甲殻類6、クモ・サソリ類7、軟体動物等5、植物19)

特定外来法で規制される事項



埼玉県に生息する特定外来生物(一部)

カミツキガメ



環境省提供

オオクチバス(ブラックバス)



環境省提供

クビアカツヤカミキリ



埼玉県環境科学国際センター提供

オオキンケイギク



環境省提供

(条件付特定外来生物)

アカミミガメ



環境省提供

アメリカザリガニ



環境省提供

セアカゴケグモ



環境省提供

ナガエツルノゲイトウ

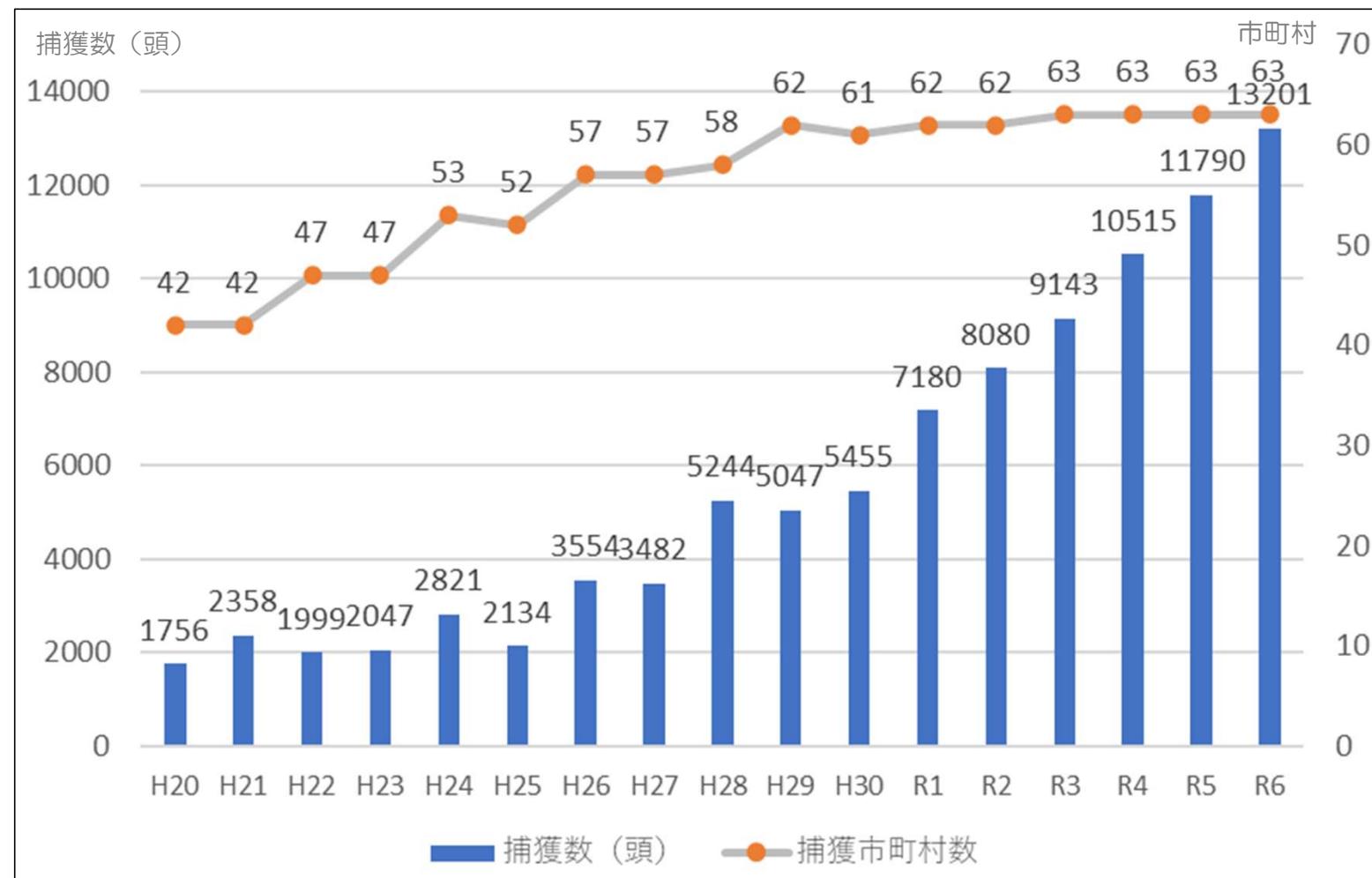


環境省提供

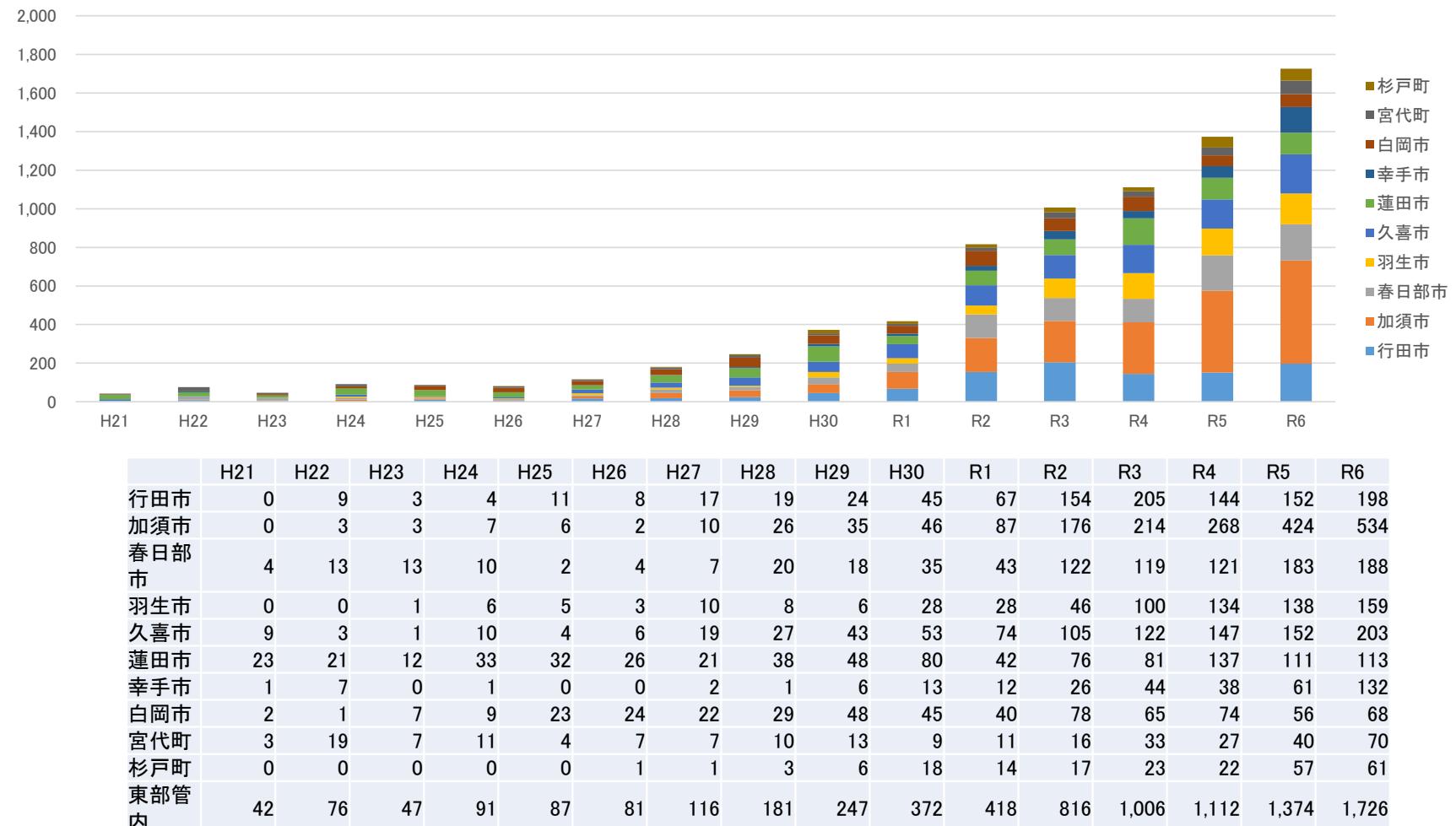
目次

- 1 「外来生物法」の概要について
- 2 県内及び管内の捕獲状況等について
- 3 「鳥獣保護管理法」の概要について
- 4 埼玉県アライグマ防除実施計画について

アライグマ捕獲数の推移(埼玉県内)



アライグマ捕獲数の推移(東部環境管内)



埼玉県における鳥獣種別農作物被害金額 (獣類のみ抜粋)

単位：万円

鳥獣種		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 (速報値)
獣類	イノシシ	3,776	1,689	1,562	1,096	1,223	1,805
	シカ	1,344	1,076	1,422	1,732	1,457	1,241
	サル	1,344	827	1,109	1,174	1,426	857
	ハクビシン	1,050	517	673	941	564	938
	アライグマ	2,136	2,603	2,347	1,514	1,725	1,922
	その他	246	232	285	152	166	229
	獣類計	9,896	6,943	7,399	6,608	6,560	6,992

目次

- 1 「外来生物法」の概要について
- 2 県内及び管内の捕獲状況等について
- 3 「鳥獣保護管理法」の概要について
- 4 埼玉県アライグマ防除実施計画について

鳥獣保護管理法の概要

(正式名称:「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」)

○ 目的

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

鳥獣 → 野生の鳥類と哺乳類 (鳥獣保護管理法第2条)

禁止 → 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等(殺傷)または採取等(損傷) (鳥獣保護管理法第8条)

違反 → 一年以下の懲役または百万円以下の罰金 (鳥獣保護管理法第83条)

野生で哺乳類
である



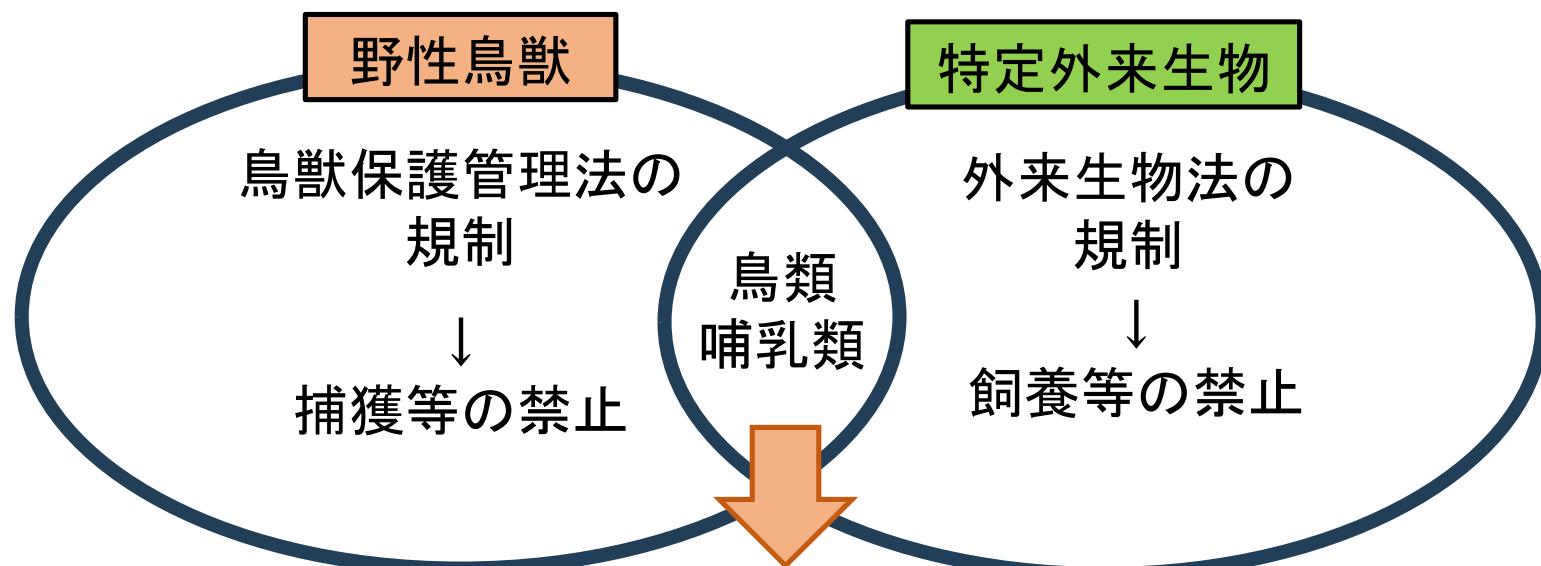
アライグマは捕獲等してはならない

- 許可による捕獲
 - ・ 学術研究
 - ・ 生態系、農林水産、生活環境等の被害防止(有害鳥獣捕獲)
 - ・ 特定計画に基づく個体数調整(管理捕獲) 等
- ➡ 捕獲期間、捕獲区域等の制約を受ける。
- 狩猟による捕獲
 - ・ 狩猟鳥獣に該当
 - ・ 狩猟期間内(11~2月(埼玉県))
- ➡ 狩猟免許の取得、狩猟者登録の手続きが必要。猟期以外の捕獲はできない。



鳥獣保護管理法ではアライグマ捕獲に制約がある

外来生物法と鳥獣保護管理法の関係



(例)



キヨン 環境省提供



アライグマ 環境省提供



カナダガン 環境省提供



ガビチョウ 環境省提供

目次

- 1 「外来生物法」の概要について
- 2 県内及び管内の捕獲状況等について
- 3 「鳥獣保護管理法」の概要について
- 4 埼玉県アライグマ防除実施計画について

防除の概要

○ 防除の概要

- ・ 特定外来生物は、放置しておくと分布を拡大しながら、在来種の生息・生育を脅かしたり、農林水産業に被害を及ぼすなど、様々な被害を及ぼすおそれがあるため、各主体の役割に沿って、相互に連携・協力を行いながら、必要に応じ防除(捕獲、採取、殺処分、被害防止措置の実施等)を行う。
- ・ 「計画的」、「関係者との連携」、「科学的知見に基づき」、「費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮して、効率的かつ効果的に実施」するため、適正な目標を設定し、防除を円滑に行うため、防除を行う者は、可能な限り防除実施計画を作成し実行する。

○ 防除計画

- ・ 県等が特定外来生物の防除の実施計画を策定、環境大臣等の確認を受け防除を実施する。
(改正前 外来生物法 第18条第1項)
- ・ 鳥獣保護管理法の適用がなくなる。
(改正前 外来生物法 第12条)
- ・ 保管・運搬が認められる。
(改正前 外来生物法 第4条第2号)



規制を受けず特定外来生物の捕獲が可能になる

埼玉県アライグマ防除実施計画

- ・ 平成19年3月に「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、環境大臣等の確認を受けて計画的に防除を実施している。
- ・ 県や市町村が行う研修会を受講し適切な捕獲と安全に関する知識、技術を有していると認められる者は、「捕獲従事者」となることができる。
- ・ 計画的捕獲の実施主体:市町村
- ・ 捕獲方法:原則小型のはこ罠を使用
- ・ 捕獲、運搬等を等を行う従事者:
わな免許保持者又は研修修了者で市町村で台帳に登載し、従事者証の交付を受けた者
- ・ 捕獲数の報告
報告方法については、市町村に確認を。(市町から県に報告する流れになる)

文字サイズ 標準 大 特大

環境省では、日本の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来種について、規制や防除、理解促進等に取り組んでいます。

外来生物法

特定外来生物等一覧

外来種問題を考える

外来種の防除

広報・写真・会議等の資料

防除の確認・認定（改正法の施行前の手続きによるもの）

[外来種の防除](#)

防除の確認・認定（改正法の施行前の手続きによるもの）

防除の確認・認定

令和5年3月31日までの外来生物法のもとでは、主務大臣以外の者が特定外来生物の防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができるとしていました。確認・認定を受けることで、計画的でスムーズに防除を実施することができます。この制度により確認・認定を取得し、以下に公示された者については、令和5年4月1日以後も、有効期間内であれば引き続き確認・認定を受けた内容と同じ防除について、外来生物法に基づく防除として行うことができます。

埼玉県

確認・認定の区別	確認・認定を受けた者	特定外来生物の種類	確認・認定を行った日	防除を行う期間	防除を行う区域	防除の方法	主務大臣
確認	埼玉県及び関係市町村 代表 埼玉県知事 大野 元裕	アライグマ、カニクイアライグマ	令和04年02月24日	令和04年04月01日から令和13年03月31日まで	埼玉県全域	計画的な防除として、箱わな等により捕獲し、適切に処分する。	環境、農林水産

計画に基づく捕獲の流れ

- 1 アライグマ捕獲従事者養成研修の受講
適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を習得。

- 2 捕獲を実施する市町村の担当課へ「従事者証」の交付を申請
(市町村:申請者が研修修了者かを確認)

- 3 各市町村による「従事者証」の交付 (市町村:台帳を作成し管理)
従事者証の有効期限は3年間、再申請も可能

- 4 捕獲の実施

捕獲に係る留意事項

1 事故の発生防止

- ・ 事前に関係する地域住民等へ周知し、捕獲実施方法等について理解を得るよう努める。
- ・ アライグマは人畜共通感染症を媒介するおそれがあるため、充分留意する。(後述)

2 錯誤捕獲の防止

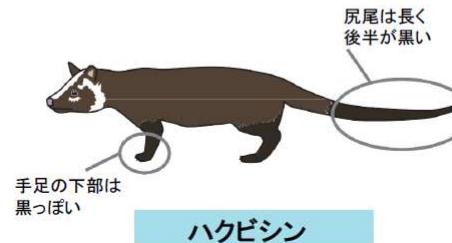
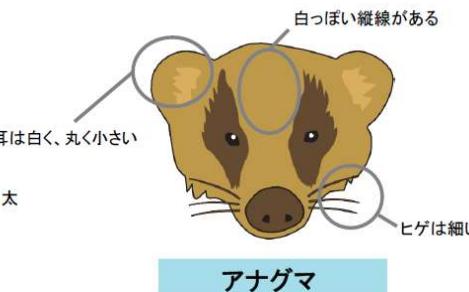
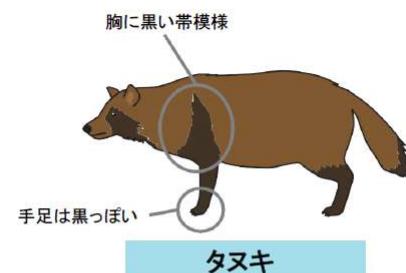
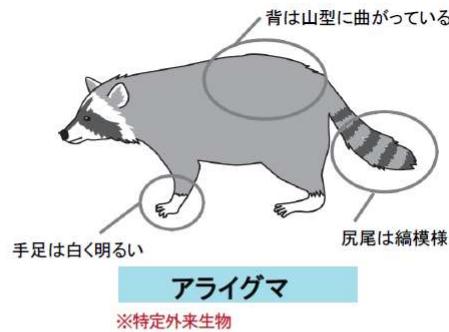
- ・ わなを設置して捕獲する場合は、設置場所を一日一回は巡視し、錯誤捕獲があった場合速やかに放獣する。(鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を受けている鳥獣の場合適切に処置する)
- ・ わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。

3 従事者証の携帯及び標識の装着

- ・ 捕獲の際には、従事者証を携帯する。
- ・ 捕獲に使用する猟具には、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除のためのアライグマ捕獲である旨、防除主体(県又は市町村)又は従事者の住所、氏名、電話番号、猟具の設置期間等を記載した標識の装着等を行う。

アライグマに似ている中型獣類

狩獵鳥獣



出典:「狩獵鳥獣の見分け方～誤認捕獲の防止のために～」(環境省)

はこわなにつける標識例

目的	外来生物法に基づくアライグマ捕獲	実施主体	市町
氏名		従事者証番号	
住所			
捕獲しようとしている鳥獣の種類			
電話番号		アライグマ	
獵具(わな) の設置期間	年 月 日から	年 月 日まで	

人と動物の共通感染症の予防のための留意事項

- 1 革手袋、厚地の長袖の作業服、マスク、ゴーグル等を着用すること。いずれもアライグマ専用のものとして取り扱うこと。
- 2 捕獲個体を取り扱う際は、咬まれたり、爪で引っ搔かれたりしないよう十分に注意すること。
- 3 取扱い後は、手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。(流水による石けんでの手洗い後、エタノールなどのアルコール消毒も有効<霧吹きを用いても可>)
- 4 咬まれたり、引っ搔かれたりした場合には、速やかに傷口を水で洗浄し、医療機関を受診するなど適切な措置をとること。
- 5 使用わな等自体も汚染されている可能性があるので、触れる際には革手袋を着用し、触れた後は手洗いによる殺菌、消毒を必ず行うこと。
- 6 使用わな等は使用後に消毒等を行うこと。(回虫に対しては熱湯やバーナーによる高熱処理。ウィルス等に対しては次亜塩素酸ソーダなどによる殺菌も有効)
- 7 捕獲個体を移送する際は、軽トラックを使用する等、捕獲個体と人が完全に分離された環境を確保すること。
- 8 移送車に捕獲個体を積載する際は、密閉式の大型プラスティック容器に使用わなごと収容するか、焼却処分が可能なビニールや段ボール等を用いたトレイを敷くなどして、糞尿による汚染を防ぐこと。